



サザンカ

梶 税務 経営 ニュース



編集 発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月12日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

集中電話催告センター室(納税コールセンター) 新規国税滞納事案等を所轄税務署に代わり電話や文書により納税催告を行う国税局(所)内の部署。滞納者情報データを「集中電話催告システム」で処理し、自動的に機械が滞納者に電話を掛け、応答した時点で担当職員が納付催告を行います。催告を受けた7割超の滞納者が完納しています。

小規模宅地等の 特例の要件が 厳格化 されました

相続税の各種特例の中でも適用されることが多く、適用による相続税額への影響が大きいものに「小規模宅地等の特例（相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例）」があります。この小規模宅地等の特例について、平成三十年年度税制改正において適用要件の厳格化が図られていますので、整理してみます。

1 制度の概要

小規模宅地等の特例は、個人が相続等により取得した財産のうち、その相続の開始直前において被相続人等の居住用または事業用に使用していた宅地のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（小規模宅地等）については、評価額を八〇

%又は五〇%減額できる制度です。なお、相続開始前三年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

2 限度面積と減額割合

小規模宅地等の特例では、宅地等の種類ごとに限度面積と減額割合が次のように定められています（表1参照）。

- ① 特定居住用宅地等：被相続人等の居住用に使われていた宅地等（マイホームの敷地）
- ② 特定事業用宅地等：被相続人等の事業用に使用されていた宅地等（不動産貸付事業以外の事業用建物の敷地）
- ③ 特定同族会社事業用宅地等：貸付以外の一定の法人の事業用に使用されていた宅地等（不動産貸付事業以外の同族会社への賃貸敷地）
- ④ 貸付事業用宅地等：被相続人等の不動産貸付事業用に使用されていた宅地等（賃貸アパートなどの敷地）

表1 小規模宅地等の特例の種類

相続開始の直前における宅地等の利用区分	要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	① 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	② 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	③ 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等（一定の法人の事業の用に供されていたものに限り）	400㎡	80%
	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%

このうち、平成三十年年度税制改正では、①の特定居住用宅地等と④の貸付事業用宅地等の適用要件が見直されましたので、その内容を見ていきます。

3 特定居住用宅地等の見直し

(1) 改正の背景

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等である「特定居住用宅地等」では、被相続人等の配偶者や被相続人等と同居していた親族のほか、別居相続人とその配偶者であっても被相続人等に配偶者と同居親族がおらず、相続開始前三年以内にマイホームを所有していないなど一定の要件の下、特例の適用が認められる「家なき子特例」と呼ばれるものがあります。

しかし近年、家なき子特例を利用するため、別居相続人が親族等に持ち家を売却して賃貸住宅に居住することで意図的に持ち家に居住していない状態を作り出すなど、本来の制度の趣旨と異なる事例が出てきたため、適用要件が厳格化されました。

改正内容
改正では、①相続開始前三年

表2

改正後の家なき子特例の要件	備考
被相続人等に配偶者及び同居の相続人がいないこと	変更なし
被相続人等の自宅土地を承継し相続税の申告期限まで所有	〃
相続日から遡って3年以内に次の人が所有する家に住んだことがない	〃
A 土地を承継した人またはその配偶者	〃
B 3親等内の親族	追加
C 特別の関係にある法人	追加
被相続人等の死亡当時に自分が住んでいる家を過去に所有したことがない	新設

以内に、その者の三親等内の親族又はその者と特別の関係にある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者、②被相続人の死亡当時において、居住用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者に該当する場合は、家なき子特例が適用できなくなりました。

改正の結果、家なき子特例の要件は表2のように見直されました。

(3) 適用時期
平成三十年四月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用されます。なお、改正では経過措置が設けられており、平成三十年三月三十一日に改正前の家なき子特例の要件を満たしている人については、平成三十二年(二〇二〇年)三月三十一日までの相続に限り、改正後の要件を満たすものとして特例の適用が認められることとなります。

4 貸付事業用宅地等の見直し
(1) 改正の背景

被相続人等が貸付け等の事業に利用していた宅地等「貸付事

業用宅地等」に関しては、その親族が、相続開始時から申告期限までにその宅地等に係る被相続人等の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していることが特例の要件の一つとされています。

しかし、特例を適用するために一時的に現金を不動産に換えて相続税を軽減するケースが散見されていること、また平成二十九年十一月の会計検査院報告「租税特別措置(相続税関係)の運用状況等についての報告書」において、相続により取得した土地等を相続税の申告期限の翌日以後三年以内に譲渡していた人について、適用状況を調査した結果、小規模宅地等の特例の適用を受けた者が相当数把握され、そのうち貸付事業用宅地等については、短期間に譲渡している者が多く見受けられました。

このように、事業継続等への配慮のためとする本来の制度目的に沿っていない事案が見受けられるとの指摘が行われたことから見直しが行われました。

(2) 改正の内容
貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等が除外されました。

ただし、相続開始の日まで三年を超えて引き続き事業的規模で貸付事業を行っていた被相続人等のその貸付事業の用に供されたものは除外されません。

(3) 適用時期
平成三十年四月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用され、三十年三月三十一日までに貸付事業の用に供されている宅地等については見直しの対象とはなりません。



NISAで非課税期間が 終了した場合の取扱い

少額投資非課税制度(NISA)は、平成26年1月1日から非課税口座の開設が可能となりました。非課税口座内での保有期間は最長5年間のため、平成26年分非課税管理勘定で保有している上場株式等については、平成30年で非課税期間が終了することとなります。

非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、①同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管するか、②特定口座や一般口座に移管することができます。

それぞれの場合の取扱いは次のようになります。

① 同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管(ロールオーバー)する場合

非課税口座が開設されている金融商品

取引業者等に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

この場合、平成31年の非課税枠を利用した上で、引き続き譲渡益・配当等の非課税が継続されることとなります。

② 特定口座や一般口座に移管する場合

非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合には、移管依頼書の提出は不要で、その特定口座に移管されます(一般口座への移管の場合は移管依頼書の提出が必要です)。この場合、同一年分の非課税管理勘定に同一銘柄の上場株式等を有するときは、新たな非課税管理勘定に移管するものを除き、その全てをその特定口座に移管するなどの要件を満たす必要があります。

移管した際には、平成30年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に課税されることとなります。

国税の更正、決定等の期間制限

法人税や所得税、消費税といった国税の更正決定等は、国税通則法第70条で、その更正または決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正は当該申告書を提出した日)から5年を経過した日以後においては、することができない、と定められています。

ただし、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れたり、その全部若しくは一部の税額の還付を受けていた場合などにはその取扱いが異なり、法定申告期限から7年を経過する日まで行うことができることとされています。

また、法人税に係る純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正または当該金額があるものとする更正は、法定申告期限から9年(平成30年4月1日以後開始事業年度において生じるものについては10年)を経過する日まで、することができます。

消費税

給与課税される出張旅費等の取扱い

役員や従業員に支払った出張旅費で、その旅行について通常必要と認められる範囲を超える金額は、所得税では役員や従業員に対する給与として課税されることとなります。

では、消費税の取扱いはどうなるのでしょうか。この点、国内への出張旅費(宿泊費、日当を含む)のうち、その旅行について通常必要と認められる範囲のものには課税仕入れに該当するものとして取り扱います。しかし、通常必要と認められる範囲を超える部分は、所得税法上は給与として課税され、給与を対価とした役務を受けているものと考えられます。そのため、消費税の課税仕入れに該当しないこととなります。